

千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部改正

千代田区立児童・家庭支援センター処務規程（平成19年千代田区教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>（組織）</p> <p>第2条 センターに次の係等を置く。</p> <p>子育て事業係</p> <p>子ども家庭相談係</p> <p><u>心理相談担当係長</u></p> <p><u>統括支援担当係長</u></p> <p>児童相談所準備担当係長</p> <p>発達支援係</p> <p>児童センター係</p> <p>（分掌事務）</p>	<p>（組織）</p> <p>第2条 センターに次の係等を置く。</p> <p>子育て事業係</p> <p>子ども家庭相談係</p> <p>児童相談所準備担当係長</p> <p>発達支援係</p> <p>児童センター係</p> <p>（分掌事務）</p> <p><u>第3条 センターの事務事業は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）子どもと家庭に関わる総合相談並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。</u></p> <p><u>（2）教育相談に関すること。</u></p> <p><u>（3）スクールカウンセラーの派遣に関すること。</u></p> <p><u>（4）子ども虐待通報等の受理及び調査並びに関係機関との連携に関すること。</u></p> <p><u>（5）要保護児童対策地域協議会に関すること。</u></p> <p><u>（6）子ども在宅サービスの提供に関すること。</u></p> <p><u>（7）子育て支援サービスに関わる情報の収集、提供及び調整並びに子育て支援サービスに関わる関係機関との連絡及び調整に関すること。</u></p> <p><u>（8）親育ち支援事業に関すること。</u></p> <p><u>（9）ファミリー・サポート・センター事業に関すること。</u></p> <p><u>（10）児童センター及び児童館に関すること。</u></p> <p><u>（11）学童クラブに関すること。</u></p> <p><u>（12）放課後子どもプランに関すること。</u></p> <p><u>（13）子育てひろばに関すること。</u></p> <p><u>（14）一時（いつとき）預かり保育に関すること。</u></p> <p><u>（15）いずみこどもプラザ事業に関すること。</u></p>

第3条 センターの係及び担当係長の分掌事務は、次のとおりとする。

子育て事業係

(1)から(14)まで (現行に同じ。)

子ども家庭相談係

(1) 子どもと家庭に関わる総合相談並びに関係機関との連携及び調整に関すること。

(2) 虐待通告等の受理及び調査並びに関係機関との連携に関すること。

(3) 要保護児童対策地域協議会に関すること。

(4) 子ども在宅サービス事業に関すること。

(5) 子育て支援サービスに関わる情報の収集、提供及び調整に関すること。

(6) 親育ち支援事業に関すること。

(7) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。

(8) 子育てコーディネーター事業に関すること。

(9) 子ども健やか育み事業に関すること

(10) ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援) に関すること。

心理相談担当係長

(1) 子どもと家庭に関わる相談対応における心理アセスメント、心理支援等に関すること。

(2) スクールカウンセラーの派遣に関すること。

(3) 教育相談に関すること。

と。

(16) 千代田子育てサポートに関すること。

(17) 発達障害等支援を要する子どもに関する相談及び関係機関との調整に関すること。

(18) 子ども発達センターに関すること。

(19) 障害児通所支援に関すること。

(20) 発達障害等療育経費助成に関すること。

(21) センターの施設管理に関すること。

2 前条の各係等は、前項の事務事業を次のとおり分掌し、協働して実施するものとする。

子育て事業係

(1)から(14)まで (略)

子ども家庭相談係

(1) 子どもと家庭に関わる総合相談並びに関係機関との連携及び調整に関すること。

(2) スクールカウンセラーの派遣に関すること。

(3) 子ども虐待通報等の受理及び調査並びに関係機関との連携に関すること。

(4) 要保護児童対策地域協議会に関すること。

(5) 子ども在宅サービスの提供に関すること。

(6) 子育て支援サービスに関わる情報の収集、提供及び調整並びに子育て支援サービスに関わる関係機関との連絡及び調整に関すること。

(7) 親育ち支援事業に関すること。

(8) ファミリー・サポート・センター事業に関すること。

(9) 教育相談に関すること。

<p>(4) <u>心理系業務に関し、所長が必要と認めること。</u> <u>統括支援担当係長</u> (1) <u>児童福祉と母子保健の一体的な支援に係る連絡及び調整に関すること。</u> 児童相談所準備担当係長 (1) 児童相談所の開設準備に関すること。 (2) <u>児童相談体制の整備に関すること。</u></p> <p>児童センター係 (1)から(6)まで (現行に同じ。) 発達支援係 (1)から(5)まで (現行に同じ。) (6) <u>医療的ケア児等の支援に関すること。</u></p>	<p>児童相談所準備担当係長 (1) 児童相談所の開設準備に関すること。 (2) <u>児童相談所に類する事務のうち、所長が必要と認めること。</u> 児童センター係 (1)から(6)まで (略) 発達支援係 (1)から(5)まで (略)</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年千代田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>(休暇等の申請)</p> <p>第32条 第12条及び第16条から第29条の2までに規定する休暇を申請するための様式は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(電子計算組織による処理の特例)</p> <p>第34条 第4条、第5条第5項、第7条第1項、<u>第8条第7項及び第13項、第8条の2第8項及び第17項、第8条の3第5項及び第12項、第9条第1項、第10条第2項、第11条第2項並びに第32条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による申請、承認等については、<u>勤怠管理システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。）</u>を用いて、磁気記録ファイルに記録整理することにより行うことができる。</u></p>	<p>(休暇等の申請)</p> <p>第32条 第12条及び第16条から第29条までに規定する休暇を申請するための様式は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(電子計算組織による処理の特例)</p> <p>第34条 第4条、第5条第5項、第7条第1項、第9条第1項、第10条第2項、第11条第2項及び第32条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による申請、承認等については、<u>教育委員会が実施する勤務実績に関する事務を電子計算組織によって情報処理するシステムを用いて、磁気記録ファイルに記録整理することにより行うことができる。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

(幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年千代田区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>(給与の口座振替)</p> <p>第2条 (現行に同じ)</p> <p>2 前項の申出は、<u>勤怠管理システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）に次に掲げる事項を入力することにより、教育委員会に対して行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、当該事項を記載した書面の提出により申出を行うことができる。</u></p> <p>(1)から(3)まで (現行に同じ)</p>	<p>(給与の口座振替)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の申出は、<u>次の事項を記載した書面により、教育委員会に対して行わなければならない。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>

3 (現行に同じ)	3 (略)
4 (現行に同じ)	4 (略)
第8条 条例第12条第1項の規定による届出は、 <u>勤怠管理システムに所要事項を入力することにより行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、別記様式第2号による扶養親族届により行うことができる。</u>	第8条 条例第12条第1項の規定による届出は、 <u>別記様式第2号による扶養親族届により行わなければならない。</u>
2 (現行に同じ) (給与の減額免除)	2 (略) (給与の減額免除)
第9条 条例第19条第1項の規定に基づく教育委員会の承認は、 <u>勤怠管理システムに入力された事項に基づき行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、別記様式第3号による給与減額免除申請書に基づき行うことができる。</u>	第9条 条例第19条第1項の規定に基づく教育委員会の承認は、 <u>別記様式第3号による給与減額免除申請書に基づき行わなければならない。</u>
2 教育委員会は、前項 <u>ただし書</u> に規定する給与減額免除申請書を整理し、保管しなければならない。	2 教育委員会は、前項に規定する給与減額免除申請書を整理し、保管しなければならない。
3 (現行に同じ) (1)～(2) (現行に同じ)	3 (略) (1)～(2) (略)
第12条 教育委員会は、条例第19条に規定する事実を記録するため、 <u>勤怠管理システムに所要事項を入力しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、別記様式第4号による給与減額整理簿を作成し、所要事項を記入し、保管しなければならない。</u>	第12条 教育委員会は、条例第19条に規定する事実を記録するため、 <u>別記様式第4号による給与減額整理簿を作成し、必要事項を記入し、保管しなければならない。</u>
備 考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第3条 幼稚園教育職員の住居手当に関する規則(平成12年千代田区教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
(届出) 第3条 新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、 <u>勤怠管理システム(職員の勤務状況等の管理に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)</u> に <u>所要事項を入力するとともに、当該要件を具備していることを証明する書類(電磁的記録を含む。次項において「証明書」という。)</u> を提	(届出) 第3条 新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別記様式により、その実情を速やかに千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)に届け出なければならない。住居手当を受けている職員について、条例第14条第1項の職員たる要件に係る事実

<p>出することにより、その実情を速やかに千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員について、条例第14条第1項の職員たる要件に係る事実に変更があった場合についても、同様とする。</p>	<p>た場合についても、同様とする。</p>
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、勤怠管理システムによる届出により難しい場合は、住居届（別記様式）に証明書を添付して届け出ることができる。</u></p>	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正並びに学校職員服務取扱規程等の一部改正について

1 趣旨

千代田区職員の勤怠管理システム(以下、「勤怠管理システム」という。)が令和6年1月にリプレースされた。当該勤怠管理システムの対象である幼稚園教育職員については、令和6年4月1日から運用を開始することから、関連する教育委員会規則及び教育委員会規程の改正を行う。

2 改正する教育委員会規則及び改正内容

	教育委員会規則	改正内容
1	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則	深夜勤務の制限、超過勤務の免除・制限、早出遅出勤務の承認を受けた者の育児や介護の状態に変更が生じた場合の状況変更届について、書面以外に勤怠管理システムでの入力申請も行うことができるよう改める。
2	幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則	給与の口座振替、扶養家族届、給与の減額免除等において、書面以外に勤怠管理システムでの入力申請もできるよう改める。
3	幼稚園教育職員の住居手当に関する規則	届出において書面以外に勤怠管理システムでの入力申請もできるよう改める。

3 改正する教育委員会規程及び改正内容

	教育委員会規程	改正内容
1	学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程	職務に専念する義務の免除申請及び承認権者の承認について、書面以外に勤怠管理システムでの入力申請及び承認ができるよう改める。
2	学校職員服務取扱規程	履歴事項(氏名、本籍、現住所等)に変更が生じた場合の履歴事項異動届等について、書面以外に勤怠管理システムでの入力申請もできるよう改める。
3	幼稚園教育職員の通勤手当支給規程	届出において書面以外に勤怠管理システムでの入力申請もできるよう改める。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日

令和6年4月1日

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程等の一部改正

(学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正)

第1条 学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（平成12年千代田区教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>(職務専念義務免除の申請)</p> <p>第4条 1から4まで（現行に同じ）</p> <p><u>5 前4項の規定にかかわらず、第2条第1号に掲げる職員の職務に専念する義務の免除の申請及び承認権者の承認については、勤怠管理システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。）によることとする。</u></p>	<p>(職務専念義務免除の申請)</p> <p>第4条 1から4まで（略）</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

(学校職員服務取扱規程の一部改正)

第2条 学校職員服務取扱規程（平成12年千代田区教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>(年次有給休暇等の請求等)</p> <p>第8条 幼稚園教育職員についての次に掲げる請求等は、<u>勤怠管理システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。）</u>により行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2)（現行に同じ。）</p> <p>2（現行に同じ）</p> <p>(幼稚園教育職員に対する特例)</p> <p>第21条の2 幼稚園教育職員に対する<u>第4条、第5条、第7条、第12条第3項、第15条及び第16条の規定に定める服務の取扱い</u>については、千代田区職員服務規程（昭和47年千代田区訓令甲第6号）第4条、第6条及び第11条の規定の例による。</p>	<p>(年次有給休暇等の請求等)</p> <p>第8条 幼稚園教育職員についての次に掲げる請求等は、<u>教育委員会が実施する勤務実績に関する事務を電子計算組織によって情報処理する千代田区のシステムを用いて、磁気記録ファイルに記録整理すること</u>により行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(幼稚園教育職員に対する特例)</p> <p>第21条の2 幼稚園教育職員に対する第5条、第7条、第15条及び第16条の規定に定める服務の取扱いについては、千代田区職員服務規程（昭和47年千代田区訓令甲第6号）第4条、第6条及び第11条の規定の例による。</p>
<p>備考</p>	

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正）

第3条 幼幼稚園教育職員の通勤手当支給規程（平成12年千代田区教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（届出）</p> <p>第4条 職員が新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合及び同項の職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その通勤の実情を<u>勤怠管理システム（職員の勤務状況等の管理に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。）</u>に所要事項を入力することにより届け出なければならない。ただし、これにより難しい場合は、<u>通勤届（別記様式）</u>により届け出ることができる。</p>	<p>（届出）</p> <p>第4条 職員が新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合及び同項の職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その通勤の実情を<u>別記様式により速やかに教育委員会に届け出なければならない。</u></p>
（1）から（3）まで （現行に同じ。）	（1）から（3）まで （略）
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年度 千代田区指定文化財諮問候補一覧

1 調査候補物件

No.	名称	種別	点数	所有者・管理者・保持者	所在地	備考
1	水野家震災アルバム	有形文化財 (歴史資料)	3点	水野勝之	霞が関三丁目2番5号 霞会館	新規
2	旧万世橋の親柱と欄干	有形文化財 (歴史資料)	1基	宗教法人 神田神社	外神田二丁目16番2号 神田神社	令和元年度審議 (継続中)

2 調査継続中物件

No.	名称	種別	点数	所有者・管理者・保持者	所在地	備考
1	紙本着色山王祭礼図巻	有形文化財 (絵画)	3巻	宗教法人 日枝神社	永田町二丁目10番5号 日枝神社	平成28年度審議 (継続中)
2	木下家旧蔵建築図面	有形文化財 (歴史資料)	98点	千代田区	日比谷公園1番4号 日比谷図書文化館	平成29年度審議 (継続中)
3	旧神田区復興小学校建築関係文書	有形文化財 (古文書)	26点	千代田区 (管理：区立お茶の水小学校)	日比谷公園1番4号 日比谷図書文化館	令和4年度審議 (継続中)

令和6年度 千代田区指定文化財（諮問候補）の概要

1 調査候補物件

① 水野家震災アルバム

種別：有形文化財（歴史資料）

所在地：霞が関三丁目2番5号 霞会館

所有者：水野勝之

数量：3点

概要：

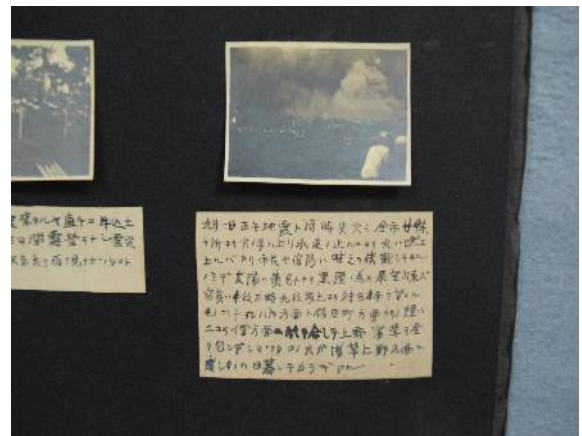
旧結城藩主水野家に伝来した大正12年（1923）の関東大震災の被災状況をとらえた写真アルバム。表紙の記載より、もともと18冊以上あったとみられるが、現在は3点のみが伝来している。製作者は、関東大震災発生時の水野家当主であった水野勝邦（1904－1988）である。勝邦は写真を趣味とし、震災直後の都心部や神奈川県に足を運び被災地域を撮影して回っている。その中には、区内をとらえた写真も確認される。アルバムには、勝邦が撮影した写真に加え、購入した写真や絵葉書も貼り込んである。

所見：

東京都府や神奈川県を中心に未曾有の被害をもたらした関東大震災の状況は、当時の新聞や雑誌、写真、絵葉書などの様々な資料を通して知ることができる。

本資料の場合は、撮影者独自の視点による写真も多く含まれており、一般的に知られていない場面をとらえた資料も多く、区内をはじめ被災の実態をさらに明らかにしていく上で貴重である。また、他で確認される震災アルバムと比較しても、撮影者の情報が明確になっている点は重要である。アルバムの中には写真と共に日付や撮影者のコメントも付記されており、アルバム製作の背景が具体的に分かる点でも、珍しい資料といえる。

関東大震災は、その後の町の変化などに関わる区にとっても重要な歴史のひとつである。そうした歴史の記憶や記録をとどめる本資料は、区の文化財として相応しいと考える。



② 旧万世橋の親柱と欄干

種 別：有形文化財（歴史資料）

所在地：外神田二丁目 16 番 2 号 神田神社境内

所有者：宗教法人神田神社

数 量：1 基

概 要：

明治 5 年（1872）に筋違見附と橋が撤去され、見附の石垣を利用して翌年に石橋が架けられた。明治の文明開化を象徴する西洋式の石橋として架けられた旧万世橋は、二連アーチの姿から眼鏡橋とも呼ばれ、東京の名所の 1 つとなる。

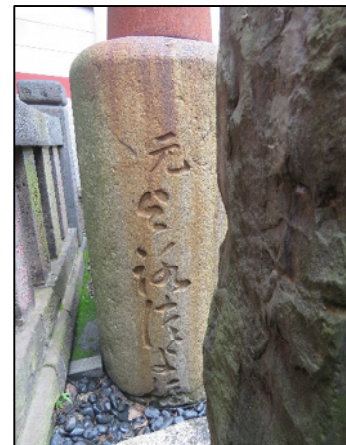
市区改正事業に伴い、明治 39 年（1906）に旧万世橋は解体された。地域住民によって親柱と欄干の保存計画が持ち上がり、親柱と欄干は翌年、神田神社境内の神田区戦没者慰霊のための乃木希典書「彰忠碑」の外枠として移設され、現在まで保存されている。

所 見：

明治の文明開化を象徴する西洋式橋の 1 つである旧万世橋は、石橋建築の貴重な遺構である。橋解体の際に地域住民によって親柱と欄干が神田神社境内に移設・保存されていることは、明治初期の石橋として著名であった旧万世橋の歴史を知る上で重要である。



「彰忠碑」と親柱・欄干



親柱（前面左側）



親柱・欄干
（前面右側）

2 調査継続中物件

① 紙本着色山王祭礼図巻

種 別：有形文化財（絵画）

所在地：千代田区永田町二丁目 10 番 5 号 日枝神社

所有者：宗教法人 日枝神社

数 量：3 巻

概 要：

江戸時代中・後期の山王祭における祭礼行事の様子を描いたもので、絵師は不詳である。人物の顔貌表現などから、狩野派あるいはやまと絵系の絵師というよりは、祭礼図などを手がけた専門の町絵師によるものではないかと考えられる。淡彩であるが、剥落は少なく色をよく留めており、金銀泥の使用も確認できる。

本作は平成 27 年（2015）11 月に日枝神社が購入したもの。元来は国文学者の池田弥三郎氏（1918～82）の生家である銀座「天金」（1971 年閉店）に伝来した。

所 見：

本作に描かれた山車は装飾が簡素であり、幕末に見られる三層構造の豪華な江戸型山車とは趣を異にしている点や、行列に町奉行所の与力が加わっている点などが特徴とされる。また、氏子町から出された 1 番～45 番すべての山車が描かれているわけではないほか、特定できない山車も見られ、18～19 世紀の山車の順番や氏子町の構成と異なる点もある。また、全体的に山車が少ない印象を受ける。資金不足のために祭礼に間に合わせられなかった時の飾りである「武蔵野」がいくつか見られるので、大火など災害の後の祭礼の可能性もある。



② 木下家旧蔵建築図面

種 別：有形文化財（歴史資料）

所在地：日比谷公園1番4号 日比谷図書文化館

所有者：千代田区

数 量：98点

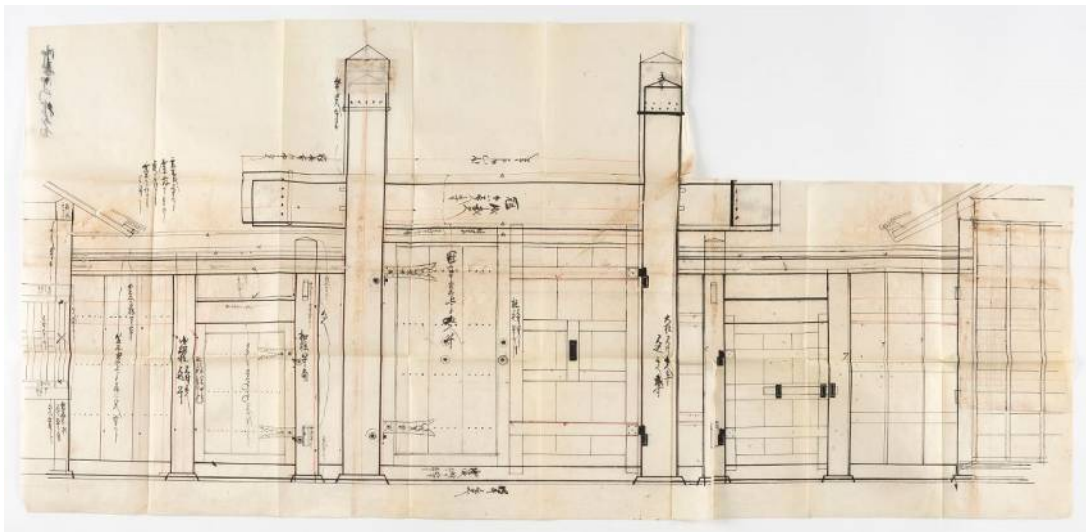
概 要：

備前岡山藩池田家出入りの大工棟梁木屋利吉の手になる建築図面である。利吉は、天保10年(1839)以前に岡山藩江戸藩邸の作事のため出府した。そのまま江戸に残り、天保期から明治期まで通新石町（現・千代田区神田須田町）に居住し、江戸城や他の大名屋敷の建築にもかかわったとされる。屋敷図面は、上屋敷（御本屋敷）・向屋敷などの御殿再建に関するものと考えられる。

図面には「い」印（御小書院など中奥）、「ろ」印（中奥御小座敷など接客の場）、「は」印（御用部屋など家臣詰所）などで工区区分され、工区ごとの平面図、建地割（断面）図など部分図が通り番号とともに付けられている。

所 見：

残存しにくい町方大工の活動を示す資料であるとともに、区内に所在した大名屋敷建築の一事例について、詳細をうかがうことができる点で価値がある。



③ 旧神田区復興小学校建築関係文書

種 別：有形文化財（古文書）

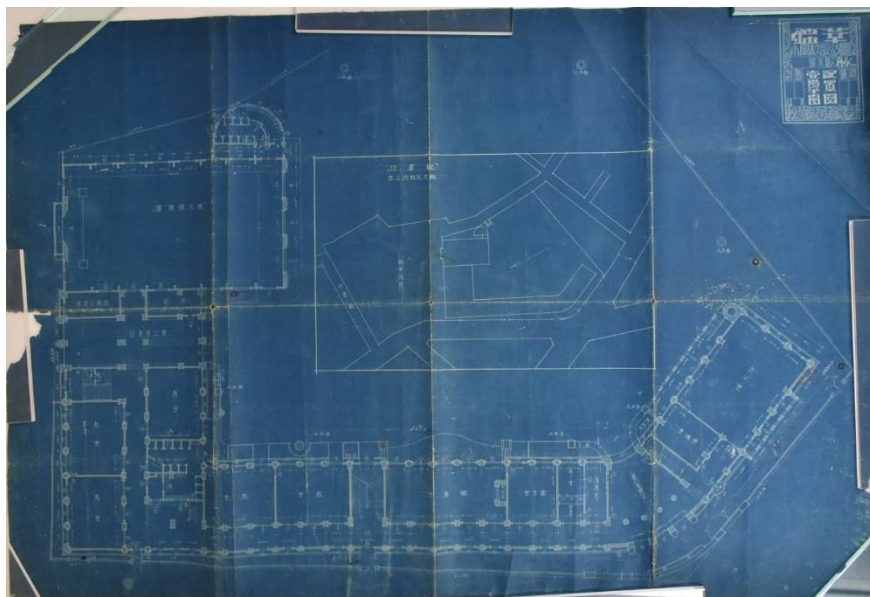
所在地：千代田区日比谷公園1番4号 日比谷図書文化館

所有者：お茶の水小学校（仮校舎：千代田区富士見一丁目1番6号）

数 量：26点

概 要：本件資料は、お茶の水小学校改築工事に伴い、令和元年に同校の倉庫及び資料室にあった学校資料を日比谷図書文化館に運搬し、燻蒸をかけ収蔵庫にて一時保管しているものである。資料群全体は1万4千点ほどあり、そのうち旧錦華小学校の資料が6千点ほどあるが、建築関係の図面が含まれており、その中に関東大震災後の帝都復興事業の一環として建築された復興小学校の図面類があった。内訳は、復興小学校関連の図面（青焼）は25点、建築仕様書など文書が1点となっている。

所 見：本資料から、旧錦華小学校の復興小学校校舎の建築に係る仕様、校舎内部の構造、意匠などの状況が明らかとなる。



「第9回千代田区子ども読書調査」結果の報告について

1 調査目的

区立小学校・中学校に通う子どもの読書の状況や変化を把握し、今後の読書活動推進に関する施策に活用することを目的とする。また、調査で把握した読書状況を公表することで、読書に関する子どもたちとそれを取りまく大人たちの関心を高め、読書推進につなげる。

2 調査対象及び方法

区立小学校、中学校、中等教育学校(前期課程)の各学年1クラスの児童・生徒に対するアンケート調査

3 調査期間

令和5年11月1日～11月22日

4 調査結果資料

- (1) 第9回千代田区子ども読書調査報告書
- (2) 第9回千代田区子ども読書調査報告書 概要版

第9回千代田区子ども読書調査報告書 概要版

(令和6年3月)

第一章 調査の概要

1. 調査目的

千代田区立小学校・中学校に通う子どもの読書の状況や変化を把握し、今後の読書活動推進に関する施策に活用することを目的とする。また、調査で把握した読書状況を公表することで、読書に関する子どもたちとそれを取りまく大人たちの関心を高め、読書推進につなげるものである。

2. 調査対象及び調査方法等

調査対象	千代田区立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）の児童・生徒
抽出法	全校各学年1クラス
調査方法	小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）における配布・回収
調査時期	令和5年11月1日～令和5年11月22日

3. 回収結果

	有効回収数（回収率）
小学校一年生	201（88.9%）
小学校二年生	197（94.3%）
小学校三年生	220（90.2%）
小学校四年生	202（89.8%）
小学校五年生	223（94.1%）
小学校六年生	222（89.2%）
合計	1,265（91.0%）

	有効回収数（回収率）
中学一年生	96（89.7%）
中学二年生	94（91.3%）
中学三年生	92（90.2%）
合計	282（90.4%）

4. 報告書の見方

- 調査結果の数値は、回答率（%：パーセント）で表示している。サンプル数はその質問項目に該当する回答者の総数であり、その数はnで示している。
- 回答は、単数回答（回答は1つ）と複数回答（回答はいくつでも）の2種類がある。
- 回答率（%）の数値は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示している。このため各回答の合計数値は必ずしも100%とならない場合がある。
- 複数回答の場合には、その回答率（%）の合計は100%を超える場合がある。

第二章 調査結果

1. 学校がある日の時間の使い方 ※抜粋版のため一部表記を変更しています

<小学一年生～三年生>

問3 ふだん学校がある日（げつよう日～きんよう日）に、つぎのことのなかで、よくすることはありますか。あてはまるばんごうぜんぶに○をつけてください。（複数回答）

	n=	勉強・宿題をする	習い事に行く	本を読む	テレビ、ビデオ、DVDを見る	ゲームで遊ぶ	マンガ・雑誌を読む	インターネットを見る	何もしない、ぼーっとしている	どれもあてはまらない	無回答
TOTAL	618	82.8	66.0	58.4	55.0	44.0	32.7	22.0	10.8	1.0	0.8

<小学四年生～六年生>

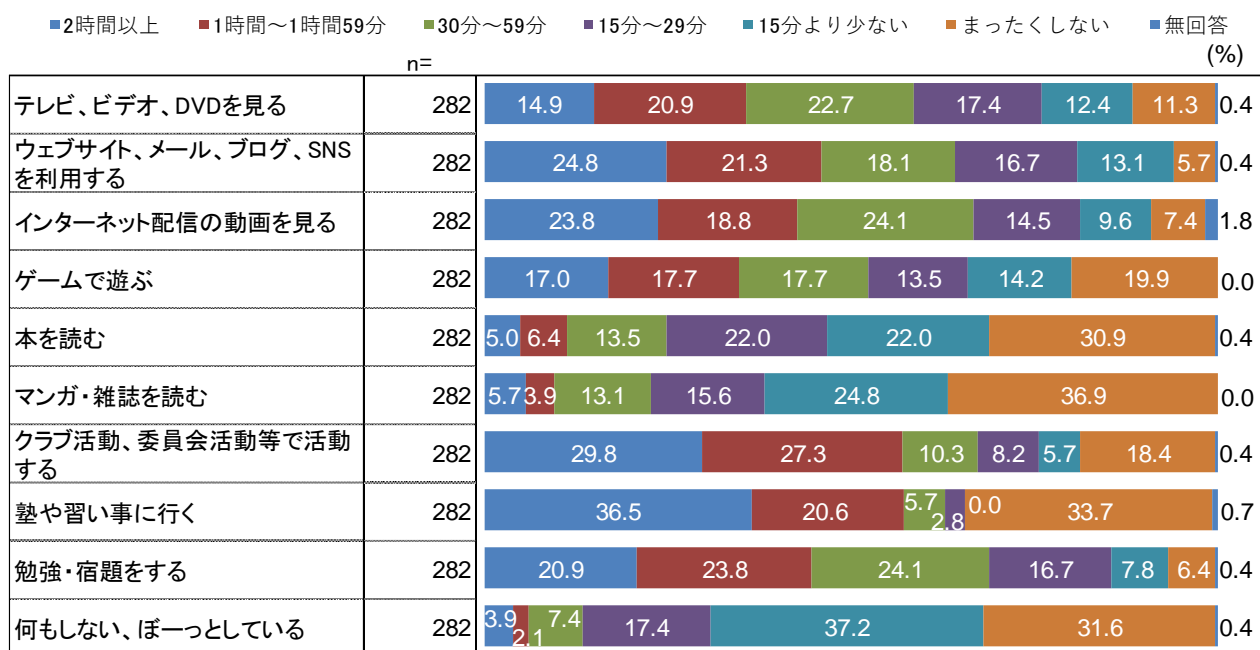
問3 ふだん学校がある日（月～金曜日）に、1日にどれくらいの時間、次のことをしていますか。それぞれあてはまる番号に○をつけてください。（単数回答）

■2時間以上 ■1時間～1時間59分 ■30分～59分 ■15分～29分 ■15分より少ない ■まったくしない ■無回答 (%)

	n=	2時間以上							1時間～1時間59分							30分～59分							15分～29分							15分より少ない							まったくしない							無回答						
テレビ、ビデオ、DVDを見る	647	16.2							19.6							27.2							17.0							10.0							8.8							1.1						
ウェブサイト、メール、ブログ、SNSを利用する	647	6.6							6.6							11.0							11.6							22.1							39.7							2.3						
インターネット配信の動画を見る	647	14.4							12.2							15.0							15.5							12.4							28.3							2.3						
ゲームで遊ぶ	647	15.9							14.5							16.5							14.4							10.8							26.7							1.1						
本を読む	647	11.9							11.0							21.2							22.9							19.0							12.2							1.9						
マンガ・雑誌を読む	647	7.1							6.3							14.2							20.9							21.8							27.8							1.9						
クラブ活動、委員会活動等で活動する	647	4.2							9.0							43.6							15.1							13.9							9.9							4.3						
塾や習い事に行く	647	60.3							20.2							6.2							1.9							0.5							9.0							2.0						
勉強・宿題をする	647	31.4							16.4							22.1							18.1							9.4							0.9							1.7						
何もしない、ぼーっとしている	647	3.4							5.6							15.6							41.6							30.1							1.4													

<中学生>

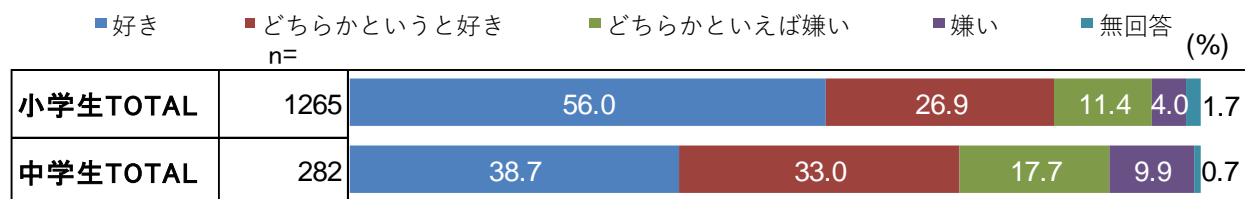
問3 普段、学校がある日（月～金曜日）に、1日にどれくらいの時間、次のことをしていますか。それぞれあてはまる番号に○をつけてください。（単数回答）



2. 読書について

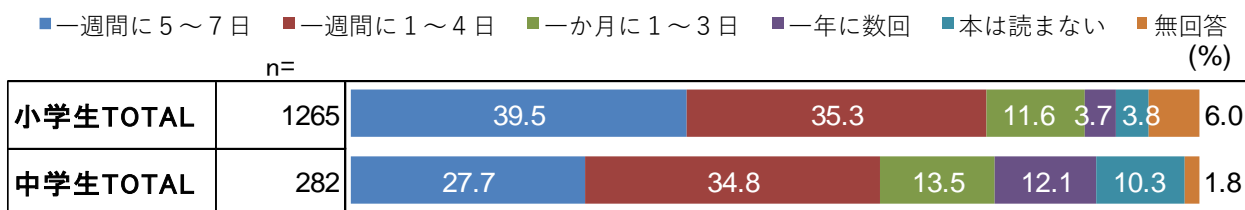
(1) 読書の好き嫌い

問4 本を読むのは好きですか。あてはまる番号に○をつけてください。（単数回答）



(2) 本を読む頻度

問5 どのくらい本を読みますか。あてはまる番号に○をつけてください。（単数回答）



(3) 読んでいる本の分野

<回答ベース：問5で本を読んでいると回答した人>

問5-① どんな本を読んでいますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(複数回答)

	n=	小説や物語	伝記	歴史や文化の本	スポーツや習い事の本	図鑑や辞典・辞書	絵本	科学の読みもの	地理や地図	その他	無回答
小学生TOTAL	1141	70.2	28.7	31.8	17.2	35.5	40.5	26.8	10.7	11.6	1.2
中学生TOTAL	248	87.5	13.7	23.0	14.9	14.1	4.8	11.3	6.0	4.8	0.0

(4) 本を読む理由

<回答ベース：問5で本を読んでいると回答した人>

問5-② 本を読むのはなぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(複数回答)

	n=	楽しいから・おもしろいから	調べたいことがあるから	新しいことを知りたいから	言葉を使う力をつけたいから	考える力をつけたいから	先生や家族にすすめられたから	友達にすすめられたから	学校の宿題だから	無回答
小学生TOTAL	1141	82.0	32.7	42.1	29.9	32.9	13.2	9.0	6.0	2.0
中学生TOTAL	248	83.1	16.9	23.8	23.4	21.8	20.6	14.1	8.9	1.6

(5) 本を読まない理由

<回答ベース：問5で本は読まないと回答した人>

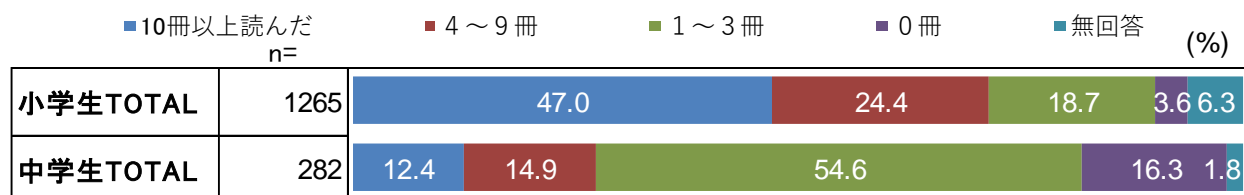
問5-③ 本を読まないのはなぜですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(複数回答)

	n=	本を読むのが嫌いだから	読みたい本がないから	本を探すのが面倒だから	勉強や宿題で時間がないから	スポーツや習い事で時間がないから	遊びたいから	無回答
小学生TOTAL	48	52.1	50.0	25.0	14.6	22.9	50.0	4.2
中学生TOTAL	29	55.2	62.1	17.2	17.2	17.2	44.8	0.0

※ サンプル数(n) 30未満の結果については、参考値扱いとされたい。

(6) 前の月(10月)に読んだ冊数

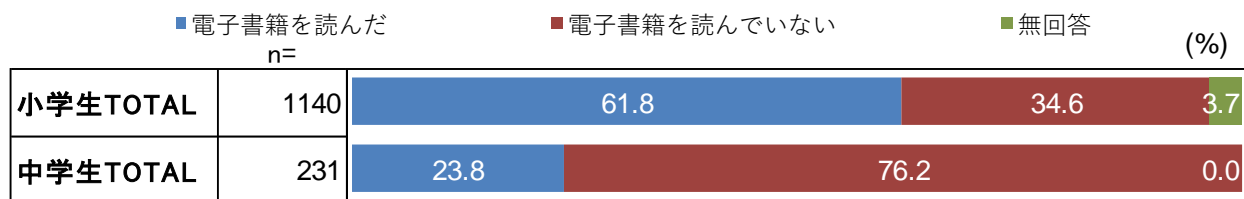
問6 前の月(10月)に本を何冊読みましたか(読んでもらった本も数えます)。あてはまる番号に○をつけてください。(単数回答)



(7) 電子書籍の利用状況

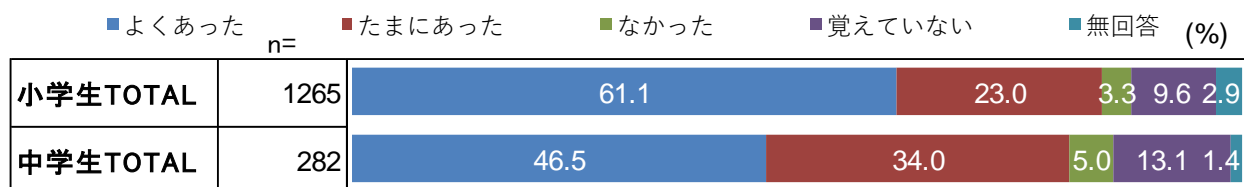
<回答ベース：問6で前の月（10月）に1冊以上読書したと回答した人>

問6-① 問6で答えた本の中に「電子書籍」はありましたか。あてはまる番号に○をつけてください。（単数回答）



(8) 小学校入学前に本を読んでもらった経験

問7 小学校に入学する前、本を読んでもらうことはありましたか。あてはまる番号に○をつけてください。（単数回答）



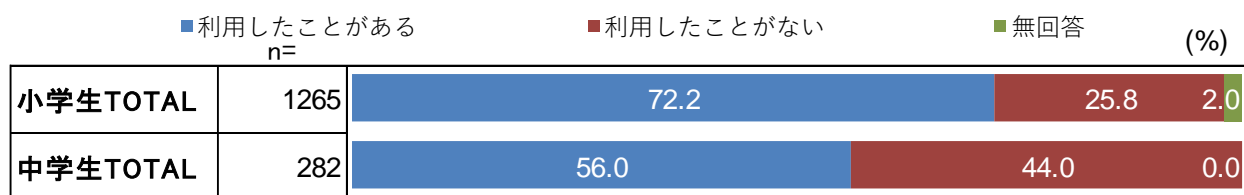
(9) 本の選び方

問8 本を選ぶとき、どうしていますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（複数回答）

	n=	図書館や本屋の中で自分で探す	先生や図書館の人がすすめてくれた本から選ぶ	家族がすすめてくれた本から選ぶ	友達がすすめてくれた本から選ぶ	本屋やインターネットで書いてある紹介文を読んで選ぶ	映画、マンガ、ドラマ、ゲームなどで知った本から選ぶ	教科書やテストに出た本を探す	家にある本から選ぶ	どれにもあてはまらない	無回答
小学生TOTAL	1265	78.7	14.2	27.3	24.5	21.1	27.0	15.3	44.4	3.8	1.1
中学生TOTAL	282	68.8	14.9	29.8	35.8	42.6	46.5	9.2	39.0	3.5	0.7

(10) 学校の図書館・学級文庫の利用状況

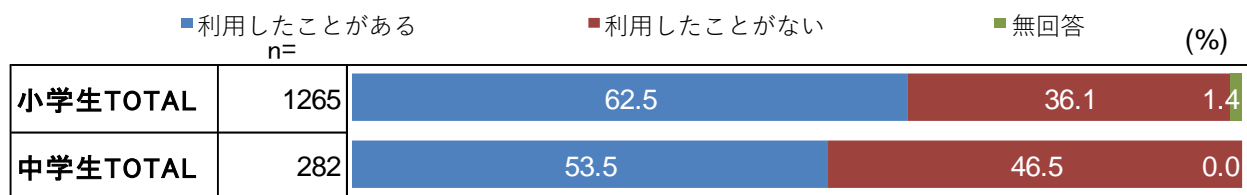
問9 今年の4月から今日までの間に、休み時間や放課後に学校の図書館や学級文庫を利用しました（使いました）か。あてはまる番号に○をつけてください。（単数回答）



※小学生は、今年度から選択肢を「使ったことがある」「使っていない」に変更。中学生では、「利用したことがある」「利用したことがない」で聴取しているため、グラフは中学生の選択肢表記とした。

(11) 学校以外の図書館の利用状況

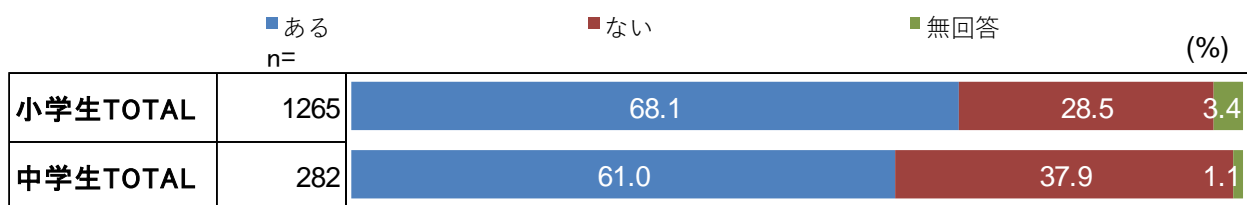
問10 今年の4月から今日までの間に、学校以外の図書館を利用しました（使いました）か。あてはまる番号に○をつけてください。（単数回答）



※小学生は、今年度から選択肢を「使ったことがある」「使っていない」に変更。中学生では、「利用したことがある」「利用したことがない」で聴取しているため、グラフは中学生の選択肢表記とした。

(12) 大切な本や忘れられない本の存在

問11 大切な本や忘れられない本がありますか。あてはまる番号に○をつけてください。（単数回答）



(13) 朝読書（一斉読書）について

<回答ベース：朝読書（一斉読書）を実施しているクラス>

問12 朝読書（一斉読書）についてどう思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（複数回答）

	n=	本が好きになった	本を読むことが増えた	家族や友達と本の話をすることが増えた	図書館に行くことが増えた	文章をよく読めるようになった	新しいことを知ることができた	楽しい	たくさんしてほしい	どれにもあてはまらない	無回答
小学生TOTAL	808	42.0	54.1	14.9	20.4	32.2	30.8	57.5	28.2	8.8	9.8
中学生TOTAL	200	15.0	53.5	6.5	5.0	12.0	15.5	31.5	20.0	32.0	1.5

第三章 調査結果より

千代田区立小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）に通う子どもたちの読書状況を以下にまとめる。

前の月（10月）の読書冊数について「0冊」と答えた割合は、小学生では3.6%で昨年度比0.6ポイント減少した一方、中学生では16.3%で昨年度比0.5ポイント増。一昨年から昨年は中学生において3.3ポイント増となったが、今年度の増加率は減少している。小学5年生では、昨年よりも4.3ポイント減少しており、続いて小学6年生も1.0ポイント減少した。

電子書籍の利用状況について、小学生は昨年度比23.0ポイント増加した。特に小学1年生2年生では、全体の7割以上の児童が利用している。また、小学3年生4年生においても6割以上の児童が利用している。一方、中学生では4.0ポイント減少。中学2年生では増加しているが、中学1年生3年生では減少傾向である。

今年度、千代田区立の小学校で導入している電子書籍Yomokka!の利用促進が、利用率の増加に表れたと読み取ることができる。

学校の図書館・学級文庫の利用状況については、4月以降に「利用したことがある」と答えた人が、小学生では72.2%と昨年度比1.3ポイントの減少、中学生では56.0%と昨年度比8.0ポイントの減少となった。学校図書館利用については、学年ごと、クラスごとの利用状況によるところもあるが、学校以外の図書館の利用率については、小学生、中学生ともに昨年度とほぼ変わらず。

今年度の調査では、小学生の電子書籍の利用率が大幅に増加している。これは、小学校で導入しているYomokka!の利用とともに、児童が使い方に慣れ、利用しやすくなった事も影響していると考えられる。中学生では、本を読まない傾向が強まっているが、コロナ禍での行動制限が大幅に緩和され、塾や習い事をはじめ、部活動に費やす時間も増え、その分、読書の時間が減少したのではないかと読み取れる。

- ・ 本を読まない理由として、小学生、中学生ともに「読みたい本がないから」「読むのがきらいだから」「遊びたいから」が多く、不読率増加の要因にもなっている。
- ・ 読んでいる本の分野では、小学生、中学生ともに「小説や物語」が最も多く、中学生では「歴史や文化の本」が昨年度比9.5ポイント増えている。

電子書籍の流通が盛んになり、紙媒体が減少している状況であるが、すべてが電子媒体による読書ではなく、電子媒体と紙媒体が半々で、幅広い読書のスタイルを知り、子どもたちにとって最適な本（読書）の在り方を、自ら発見できる環境づくりと働きかけをしていくことが重要である。

第9回千代田区子ども読書調査報告書

令和6年3月

千代田区

～ 目 次 ～

第一章 調査の概要	1
1. 調査目的	1
2. 調査対象及び調査方法等	1
3. 回収結果	1
4. 報告書の見方	2
第二章 調査結果	3
1. 対象者の属性	3
(1) 学校別・学年別在籍人数	3
(2) 学年別有効回収数	4
(3) 学年別有効回収率	4
(4) 学校がある日の時間の使い方	5
2. 読書について	10
(1) 読書の好き嫌い	10
(2) 本を読む頻度	11
(3) 読んでいる本の分野	13
(4) 本を読む理由	15
(5) 本を読まない理由	17
(6) 前の月(10月)に読んだ冊数	19
(7) 電子書籍の利用状況	21
(8) 小学校入学前に本を読んでもらった経験	22
(9) 本の選び方	25
(10) 学校の図書館・学級文庫の利用状況	31
(11) 学校以外の図書館の利用状況	34
(12) 大切な本や忘れられない本の存在	37
(13) 大切な本や忘れられない本の題名	39
(14) 朝読書(一斉読書)について	40
第三章 過去5年間の調査結果との比較	44
第四章 調査結果より	48
附属資料(調査票)	49

第一章 調査の概要

1. 調査目的

千代田区立小学校・中学校に通う子どもの読書の状況や変化を把握し、今後の読書活動推進に関する施策に活用することを目的とする。また、調査で把握した読書状況を公表することで、読書に関する子どもたちとそれを取りまく大人たちの関心を高め、読書推進につなげるものである。

2. 調査対象及び調査方法等

調査対象	千代田区立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）の児童・生徒
抽出法	全校各学年1クラス
調査方法	小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）における配布・回収
調査時期	令和5年11月1日～令和5年11月22日

3. 回収結果

<小学生>

	配布数（票）※在籍数 A	有効回収数（票） B	回収率 B/A
一年生	226	201	88.9%
二年生	209	197	94.3%
三年生	244	220	90.2%
四年生	225	202	89.8%
五年生	237	223	94.1%
六年生	249	222	89.2%
合計	1,390	1,265	91.0%

<中学生>

	配布数（票）※在籍数 A	有効回収数（票） B	回収率 B/A
一年生	107	96	89.7%
二年生	103	94	91.3%
三年生	102	92	90.2%
合計	312	282	90.4%

4. 報告書の見方

- 調査結果の数値は、回答率（%：パーセント）で表示している。サンプル数はその質問項目に該当する回答者の総数であり、その数はnで示している。
- サンプル数（n）30未満の結果については、参考値扱いとして、コメントしていない。
- 回答は、単数回答（回答は1つ）と複数回答（回答はいくつでも）の2種類がある。
- 回答率（%）の数値は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示している。このため各回答の合計数値は必ずしも100%とならない場合がある。
- 複数回答の場合には、その回答率（%）の合計は100%を超える場合がある。
- TOTALと比較して統計的に有意な差（有意水準5%）を中心にコメントを記載している。

■ 検定・ポイント差情報		
比率の差の検定		有意水準5%で高い
対TOTAL行		有意水準5%で低い

- 図表として示したものの中には「無回答者」を省略した部分があるため、区分ごとのサンプル数（n）の合計が全体の有効回収数と一致しないことがある。

第二章 調査結果

1. 対象者の属性

(1) 学校別・学年別在籍人数

<小学生>

(人)

	一年生	二年生	三年生	四年生	五年生	六年生	学校計
麴町小学校	28	29	36	31	36	28	188
九段小学校	26	23	23	29	30	37	168
番町小学校	25	26	30	25	37	33	176
富士見小学校	32	33	33	29	28	29	184
お茶の水小学校	27	29	30	23	24	39	172
千代田小学校	34	24	31	30	30	22	171
昌平小学校	20	22	27	27	24	34	154
和泉小学校	34	23	34	31	28	27	177
学年計	226	209	244	225	237	249	1,390

<中学生>

(人)

	一年生	二年生	三年生	学校計
麴町中学校	33	31	32	96
神田一橋中学校	35	32	31	98
九段中等教育学校	39	40	39	118
学年計	107	103	102	312

(2) 学年別有効回収数

<小学生>

(人)

	一年生	二年生	三年生	四年生	五年生	六年生	合計
学年計	201	197	220	202	223	222	1,265

<中学生>

(人)

	一年生	二年生	三年生	合計
学年計	96	94	92	282

(3) 学年別有効回収率

<小学生>

	一年生	二年生	三年生	四年生	五年生	六年生	合計
学年計	88.9%	94.3%	90.2%	89.8%	94.1%	89.2%	91.0%

<中学生>

	一年生	二年生	三年生	合計
学年計	89.7%	91.3%	90.2%	90.4%

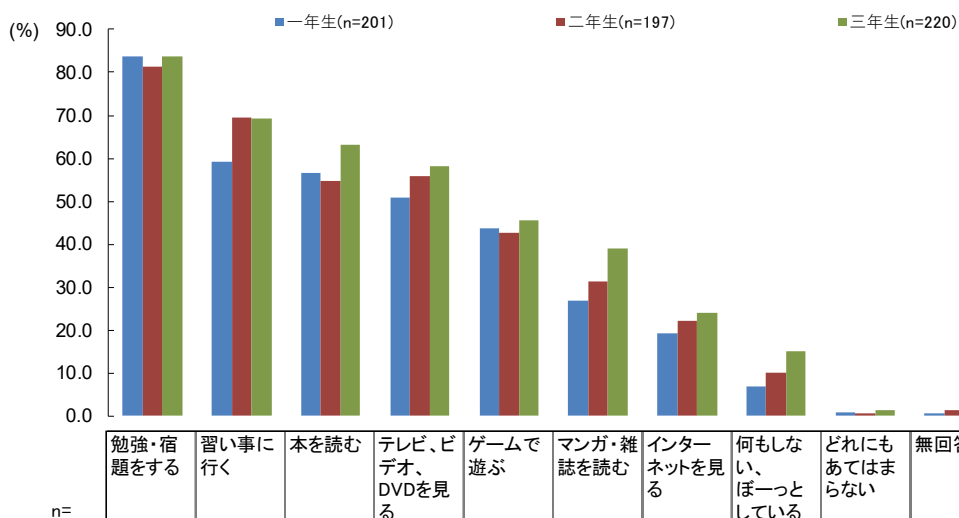
(4) 学校がある日の時間の使い方

<回答ベース：【小学一年生～三年生】>

問3 ふだん学校がある日（げつよう日～きんよう日）に、つぎのことのなかで、よくすることはありますか。あてはまるばんごうぜんぶに○をつけてください。（複数回答）

小学一年生～三年生では「勉強・宿題をする」の割合が高い。

学校がある日の時間の使い方は、「勉強・宿題をする」が 82.8%と最も高く、次いで「習い事に行く」が 66.0%、「本を読む」が 58.4%、「テレビ、ビデオ、DVDを見る」が 55.0%と続く。学年別にみると、「本を読む」は、一年生では 56.7%、二年生では 54.8%、三年生では 63.2%である。



	n=	勉強・宿題をする	習い事に行く	本を読む	テレビ、ビデオ、DVDを見る	ゲームで遊ぶ	マンガ・雑誌を読む	インターネットを見る	何もしない、ぼーっとしている	どれにもあてはまらない	無回答
TOTAL	618	82.8	66.0	58.4	55.0	44.0	32.7	22.0	10.8	1.0	0.8
一年生	201	83.6	59.2	56.7	50.7	43.8	26.9	19.4	7.0	1.0	0.5
二年生	197	81.2	69.5	54.8	55.8	42.6	31.5	22.3	10.2	0.5	1.5
三年生	220	83.6	69.1	63.2	58.2	45.5	39.1	24.1	15.0	1.4	0.5

<回答ベース：【小学四年生～六年生】【中学生】>

問3 普段、学校がある日（月～金曜日）に、1日にどれくらいの時間、次のことをしていますか。それぞれあてはまる番号に○をつけてください。（単数回答）

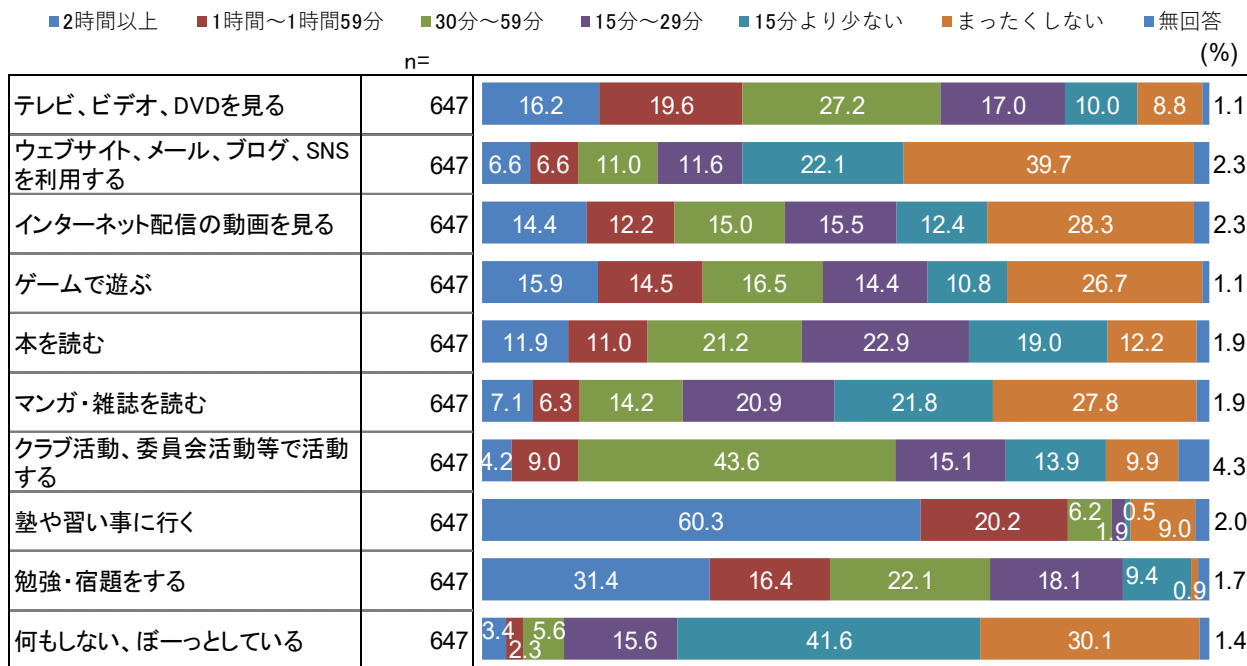
小学四年生～六年生がよくしていることは「塾や習い事に行く」「勉強・宿題をする」。

<小学四年生～六年生>

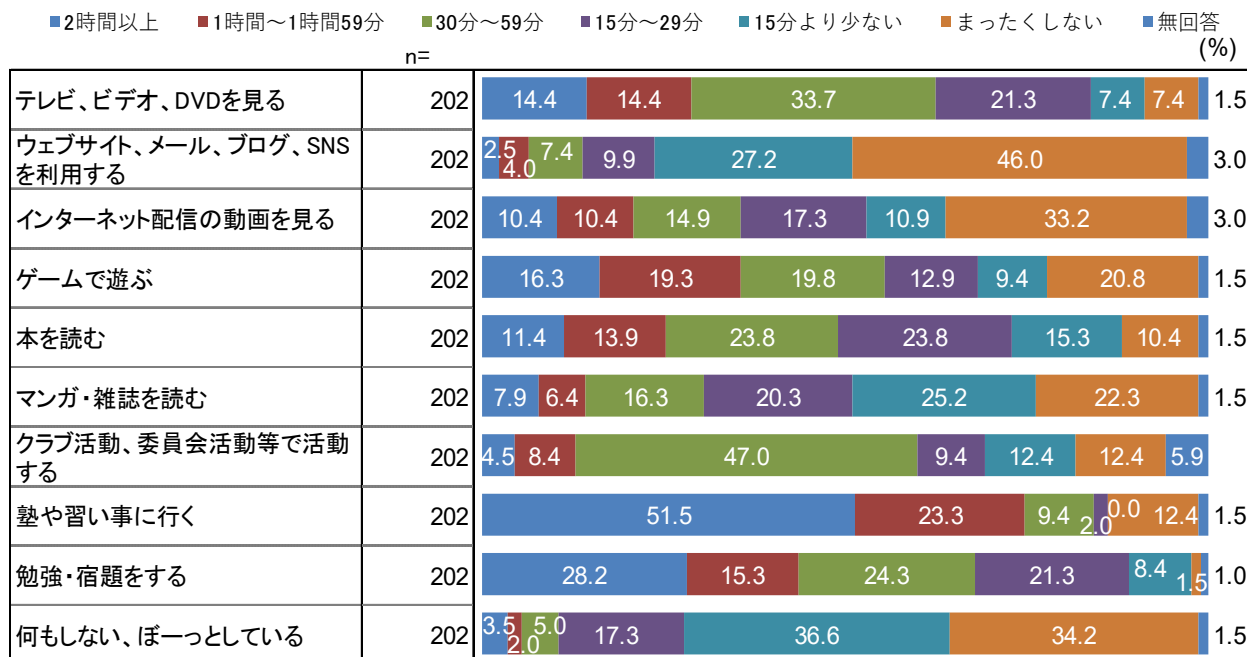
学校がある日に2時間以上していることは、「塾や習い事に行く」が60.3%と高い。

学年別にみると、15分以上「本を読む」は、四年生では72.9%、五年生では72.3%、六年生では56.4%と、四年生と五年生では7割台となっている。

<TOTAL>

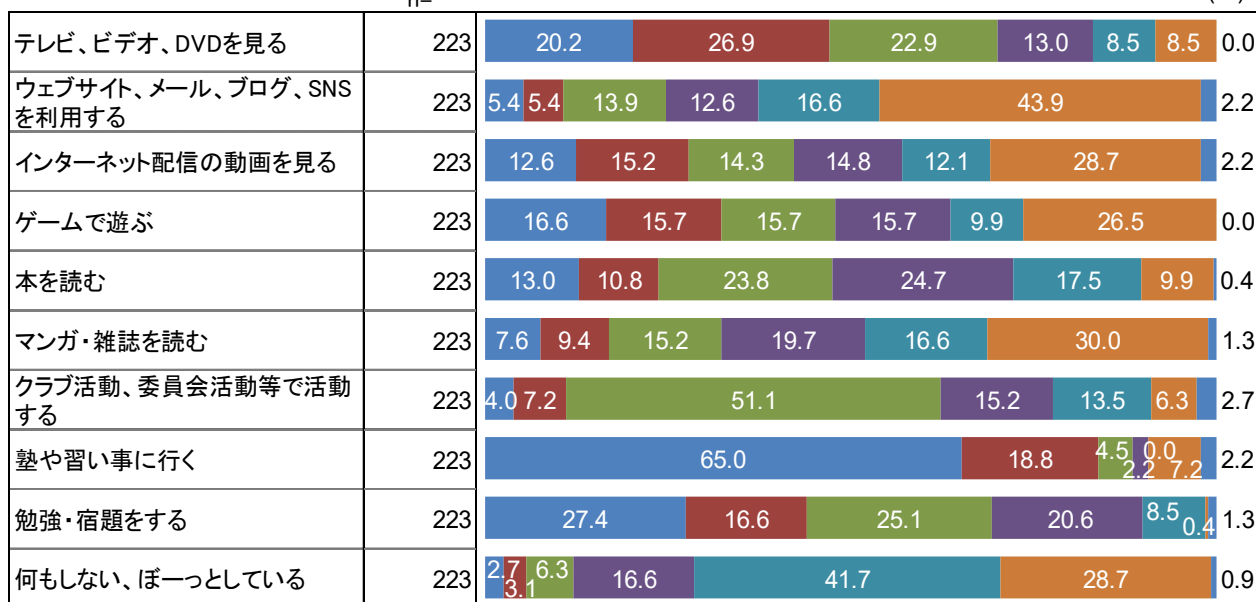


<四年生>



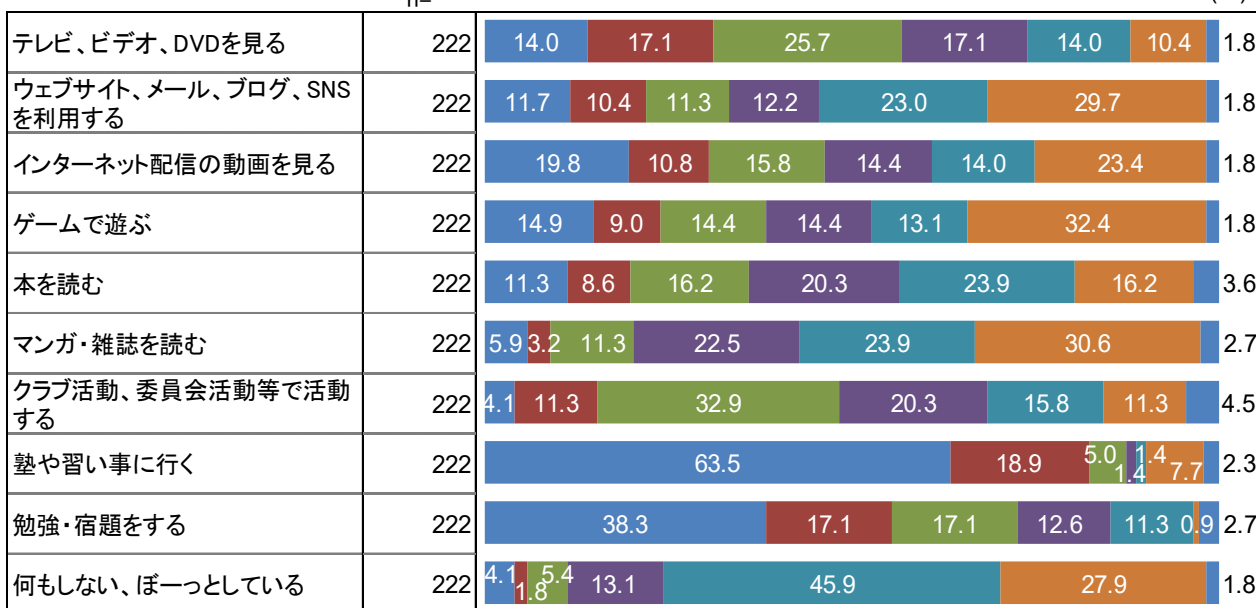
<五年生>

■2時間以上 ■1時間～1時間59分 ■30分～59分 ■15分～29分 ■15分より少ない ■まったくしない ■無回答 (%)



<六年生>

■2時間以上 ■1時間～1時間59分 ■30分～59分 ■15分～29分 ■15分より少ない ■まったくしない ■無回答 (%)



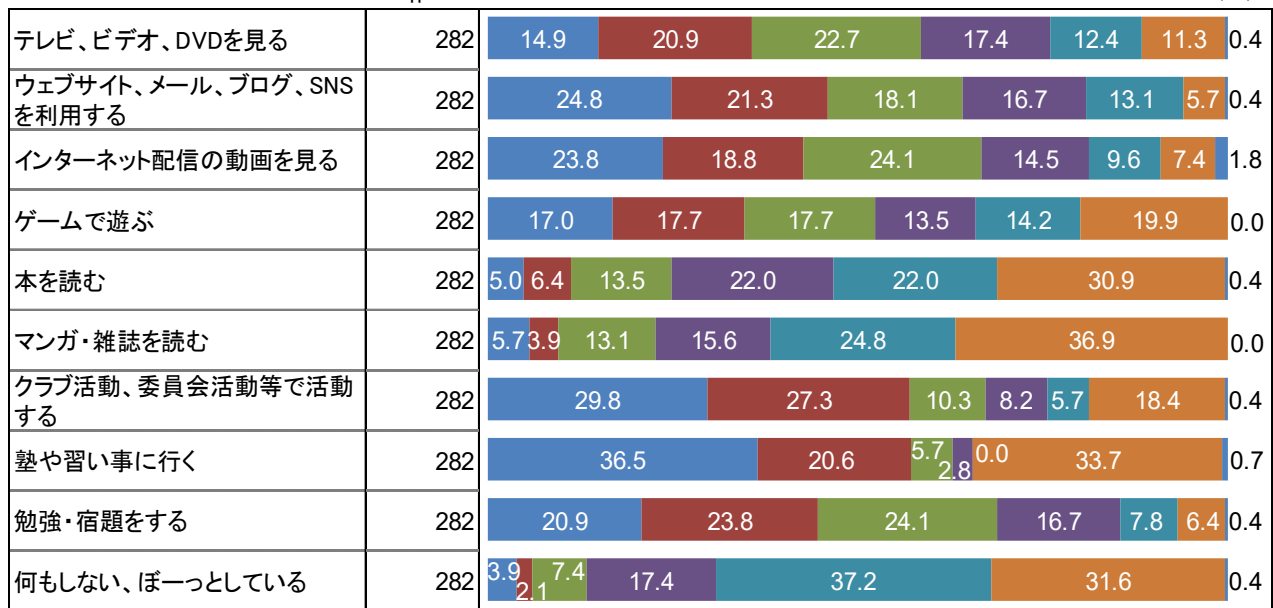
中学生がよくしていることは「塾や習い事に行く」。

<中学生>

学校がある日に「2時間以上」していることは、「塾や習い事に行く」(36.5%)、「クラブ活動、委員会活動等で活動する」(29.8%)、「ウェブサイト、メール、ブログ、SNSを利用する」(24.8%)が高い。学年別にみると、15分以上「本を読む」は、一年生では52.2%、二年生では41.5%、三年生では46.7%である。

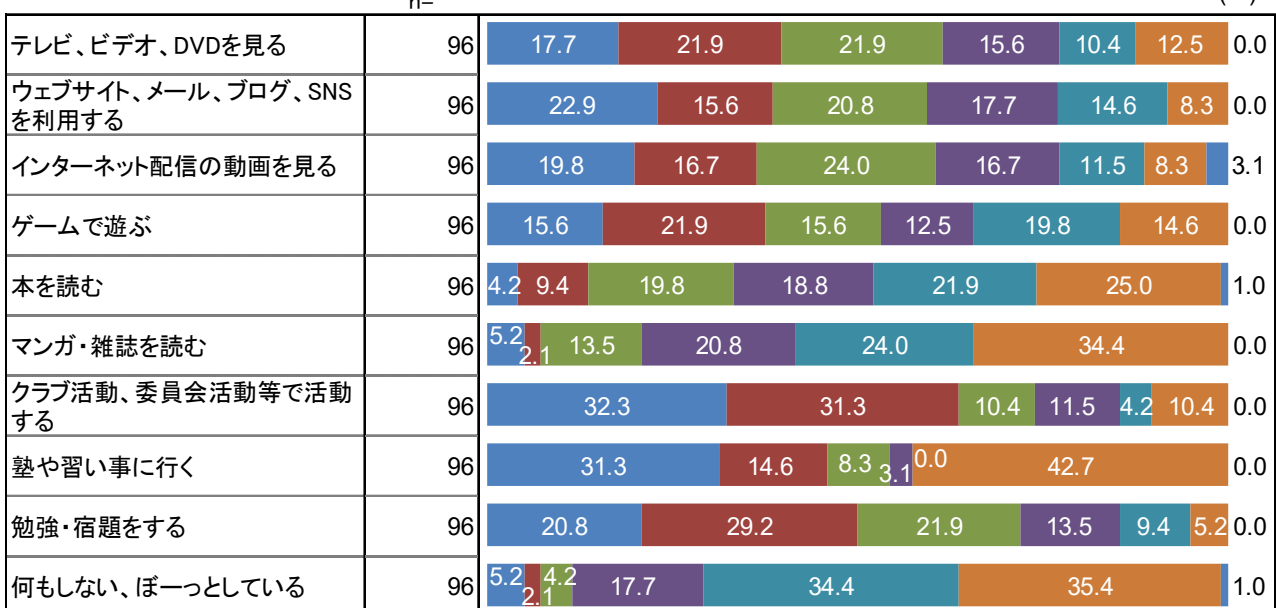
<TOTAL>

■2時間以上 ■1時間～1時間59分 ■30分～59分 ■15分～29分 ■15分より少ない ■まったくしない ■無回答 (%)



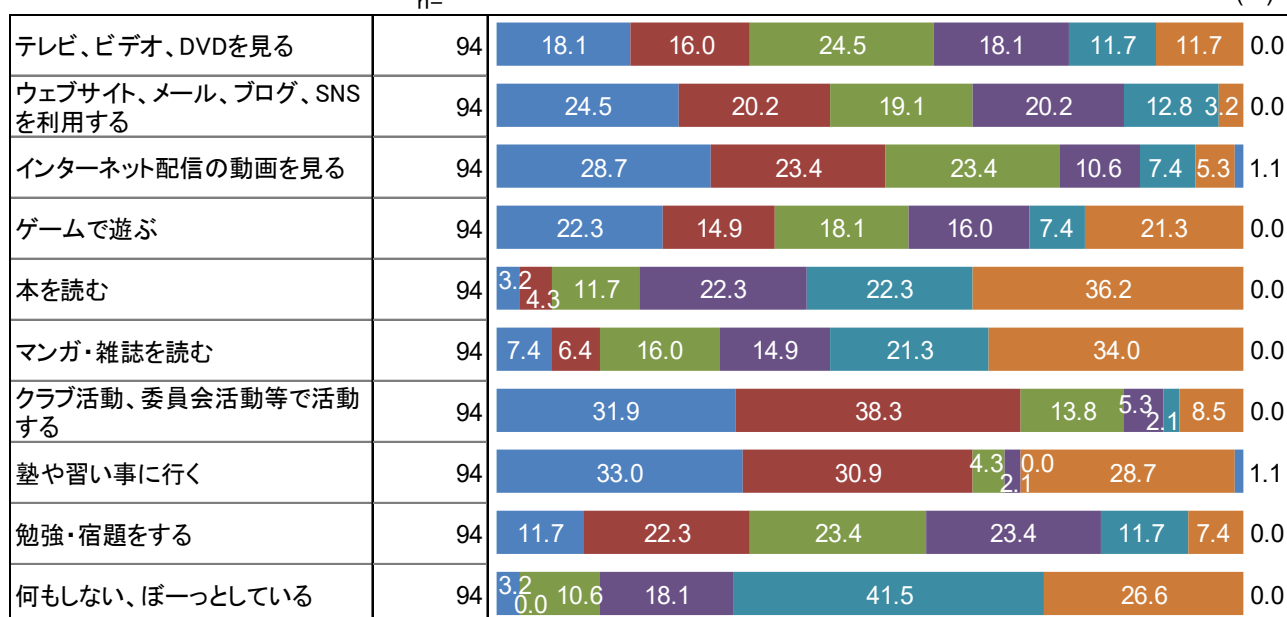
<一年生>

■2時間以上 ■1時間～1時間59分 ■30分～59分 ■15分～29分 ■15分より少ない ■まったくしない ■無回答 (%)



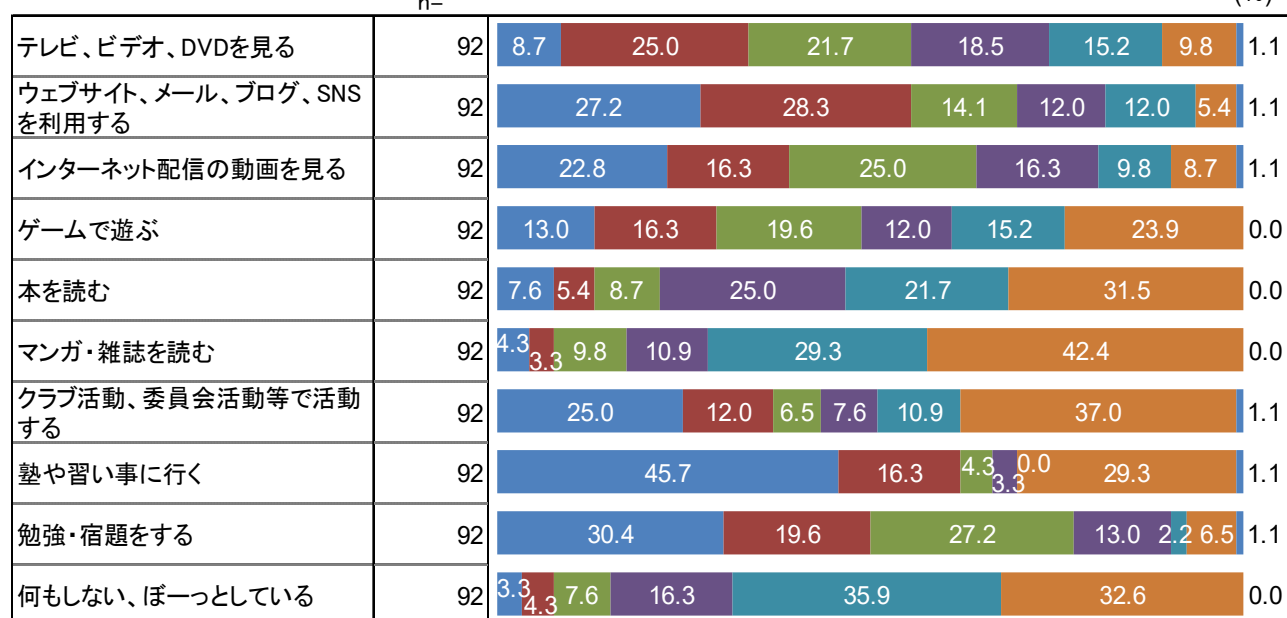
<二年生>

■2時間以上 ■1時間～1時間59分 ■30分～59分 ■15分～29分 ■15分より少ない ■まったくしない ■無回答 (%)



<三年生>

■2時間以上 ■1時間～1時間59分 ■30分～59分 ■15分～29分 ■15分より少ない ■まったくしない ■無回答 (%)



2. 読書について

(1) 読書の好き嫌い

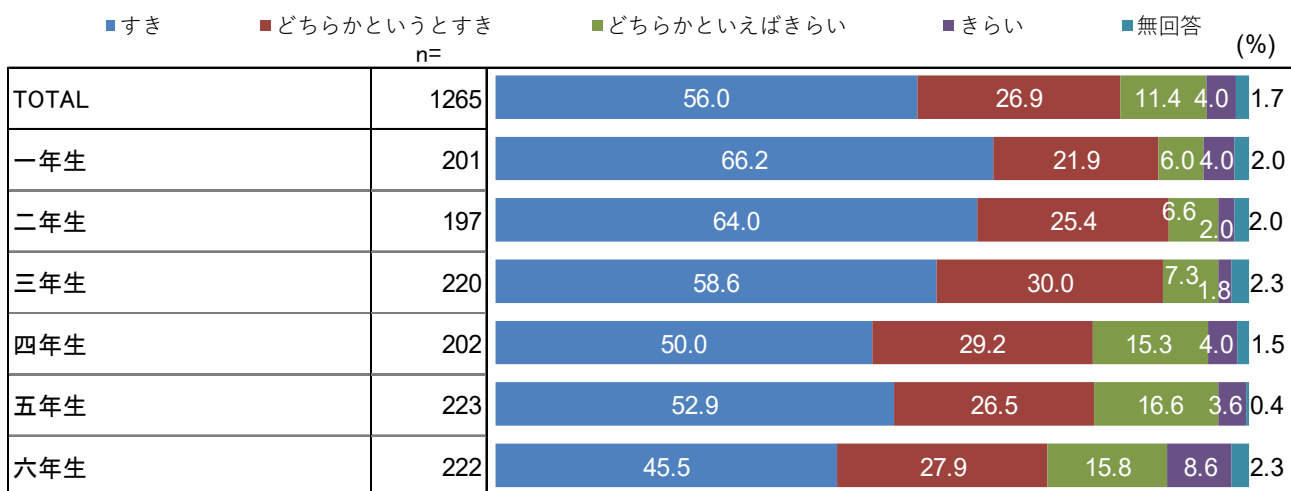
問4 本を読むのは好きですか。あてはまる番号に○をつけてください。(単数回答)

小学生の 82.9%、中学生の 71.7%は読書が好き。

<小学生>

読書の好き嫌いは、「好き」が 56.0%、「どちらかというとき」が 26.9%、「どちらかといえば嫌い」が 11.4%、「嫌い」が 4.0%である。

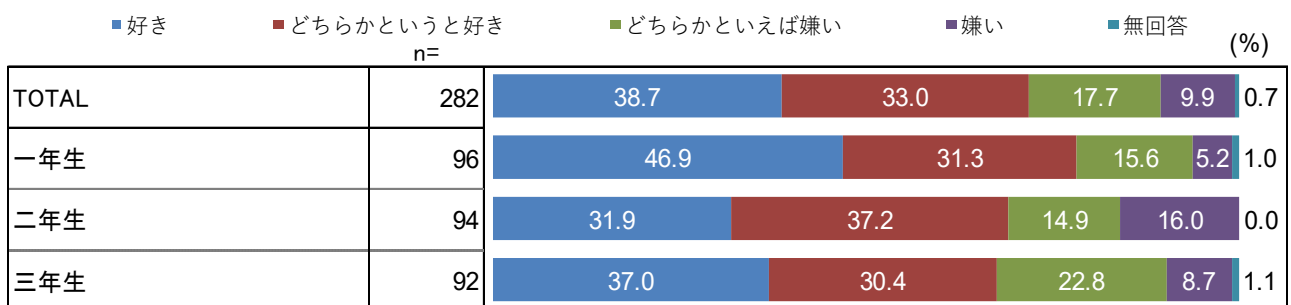
学年別にみると、一年生から三年生では約9割の人が好き（「好き」+「どちらかというとき」）と回答している。



<中学生>

読書の好き嫌いは、「好き」が 38.7%、「どちらかというとき」が 33.0%、「どちらかといえば嫌い」が 17.7%、「嫌い」が 9.9%である。

学年別にみると、一年生では約8割の人が好き（「好き」+「どちらかというとき」）と回答している。一方、二年生と三年生では約3割が嫌い（「どちらかといえば嫌い」+「嫌い」）と回答している。



(2) 本を読む頻度

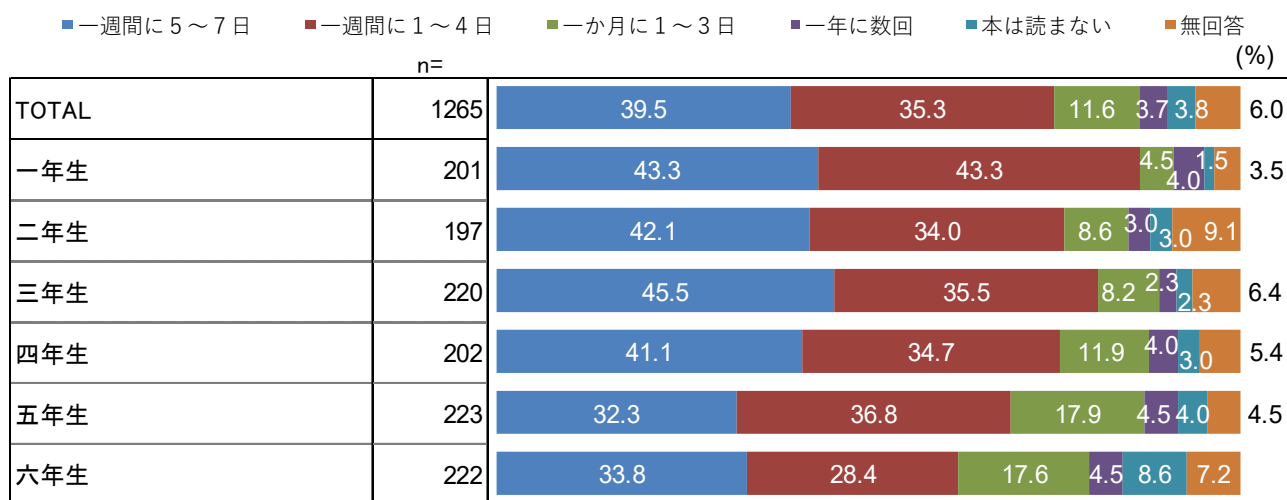
問5 どのくらい本を読みますか。あてはまる番号に○をつけてください。(単数回答)

小学生の39.5%、中学生の27.7%が本を「一週間に5～7日」読んでいる。

<小学生>

本を読む頻度は、「一週間に5～7日」が39.5%、「一週間に1～4日」が35.3%、「一か月に1～3日」が11.6%、「一年に数回」が3.7%、「本は読まない」が3.8%である。

学年別にみると、一週間に1日以上読んでいる人は一年生から四年生は7割以上となっており、特に一年生(86.6%)が高い。



<中学生>

本を読む頻度は、「一週間に5～7日」が27.7%、「一週間に1～4日」が34.8%、「一か月に1～3日」が13.5%、「一年に数回」が12.1%、「本は読まない」が10.3%である。

学年別にみると、一週間に1日以上読んでいる人は、一年生と二年生では6割以上となっている。

